

令和6年第12回瑞浪市農業委員会総会議事録

開催日時	令和 6 年 1 2 月 2 5 日（水） 午後 2 時 0 0 分 開会 午後 2 時 3 0 分 閉会		
開催場所	瑞浪市役所 4 階 全員協議会室		
議 長	大山 理晴 会長		
出席委員 （ 1 9 名）	委員	小 栗 智 幸	勝 股 増 夫
		土 屋 敏 子	安 田 清 和
		加 納 富 雄	遠 山 英 俊
		渡 邊 美 孝	大 山 理 晴
		成 瀬 良 美	鈴 木 録 郎
		奥 村 正 子	足 立 正 之
	農地利用 最適化推 進委員 （欠員 1 名）	小 倉 清 弘	勝 股 重 雄
		三 輪 徳 夫	渡 邊 俊 美
		有 我 俊 春	岩 嶋 貞 夫
板 橋 仁 晃			
欠席委員 （ 3 名）		水 野 安 喜	安 藤 良 一
		小 川 伸 二	
事務局	局長 主査 主事	伊 東 範 明 日比野 有 真 青 柳 慧一郎	
付議事項			
議第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について			
議第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について			
議第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について			
議第 4 号 非農地証明申請について			
議第 5 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による 農用地利用集積計画について			
議第 6 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農 用地利用集積計画及び農地中間管理事業の推進に 関する法律第 1 9 条第 3 項の規定による農用地利 用集積等促進計画案について			
※付議の内容については別添のとおり			

大山会長

(挨拶)

ただ今から令和6年第12回瑞浪市農業委員会総会を開会いたします。

瑞浪市農業委員会の会議規則第3条の規定により、議長は、会長が務めることになっておりますので、私が、議長の職を務めさせていただきます。

本日の出席委員は、農業委員12名、推進委員7名でありますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の定足数であります過半数に達しており、総会は成立いたしました。

それでは、議事日程に従って進めてまいりますので、委員各位のご協力をお願いいたします。

議 長

日程第1、「議事録署名委員の指名について」、これを議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

委 員

(異議なしの声)

議 長

それでは異議ないものと認め、議事録署名委員は、土屋 敏子委員と小倉 清弘委員の2名を指名いたします。

なお、本日の議事録書記は、事務局を指名いたします。

それでは、日程第2に入ります。

議第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題いたします。

有我 俊春委員、説明をお願いします。

有我委員

去る12月20日に、安藤 良一委員、小倉 清弘委員、有賀局長補佐、日比野主査、私の5名で現地確認をいたしました。

農地法第3条の規定による許可申請につきましては3件であります。

内容といたしましては、田が5筆、畑が6筆、その他が1筆で、面積7,601㎡であります。

詳細については、事務局より説明を求めます。

日比野主査

それでは、議第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、ご説明申し上げます。

議案集の4ページから9ページになります。

5ページ、6ページをご覧ください。

3条—33

(議案書の内容を説明)

譲受人が、農業経営の拡大のために農地を購入するものです。

7ページをご覧ください。

3条—39

(議案書の内容を説明)

譲受人が以前より借り受け、ミツバチの巣箱を置いている農地を購入

するものです。

8 ページ、9 ページをご覧ください。

3 条—4 0

(議案書の内容を説明)

譲受人が自宅周辺の農地を譲り受け、農業に励むものです。

以上、議第 1 号に係るご説明とさせていただきます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

では、これより議第 1 号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見はありませんか。

委 員

(質問・意見無し)

議 長

別段、ご意見もないようですので、お諮りいたします。

議第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、申請のとおり許可することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

委 員

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議第 1 号は、申請のとおり許可することに決定いたします。

次に議第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」、議題といたします。

有我 俊春委員、説明をお願いします。

有我委員

農地法第 4 条の規定による許可申請につきましては 1 件であります。

内容といたしましては、その他が 4 筆で、面積 2 0 6 . 0 0 m²であります。

詳細については、事務局より説明を求めます。

日比野主査

それでは、議第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。

議案集の 1 0 ページから 1 2 ページになります。

4 条—4

(議案書の内容を説明)

申請地は、日吉コミュニティーセンターから半径 3 0 0 m 以内に存する第 3 種農地で、隣接地への影響がないように対策が講じられますので、転用に対し問題ないものと考えます。

以上、議第 2 号に係るご説明とさせていただきます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

では、これより議第 2 号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見はありませんか。

委 員 (質問・意見無し)

議 長 別段、ご質疑やご意見もないようですので、お諮りいたします。
議第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」、申請のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

委 員 (全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議第2号は、申請のとおり許可が相当であるとの意見書を添えて、岐阜県知事に対して進達することに決定いたします。

次に議第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」、議題といたします。

有我 俊春委員、説明をお願いします。

有我委員 農地法第5条の規定による許可申請につきましては5件であります。
内容といしましては、田が3筆、畑が1筆、その他が2筆で、
面積3,264.34㎡であります。
詳細については、事務局より説明を求めます。

日比野主査 それでは、議第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」
ご説明申し上げます。

議案集の13ページから23ページになります。

14ページ、15ページをご覧ください。

5条－67

(議案書の内容を説明)

申請地は、都市計画で準工業地域に指定されている第3種農地で、隣接地への影響がないように対策が講じられますので、転用に対し問題ないものと考えます。

次に、16ページ、17ページをお願いします。

5条－68

(議案書の内容を説明)

申請地は小集団で生産性の低い第2種農地で、隣接地への影響がないように対策が講じられますので、転用に対し問題ないものと考えます。

次に、18ページ、19ページをお願いします。

5条－69

(議案書の内容を説明)

申請地は小集団で生産性の低い第2種農地で、隣接地への影響がないように対策が講じられますので、転用に対し問題ないものと考えます。

次に、20ページ、21ページをお願いします。

5条－70

(議案書の内容を説明)

申請地は、都市計画で第1種住居地域に指定されている第3種農地で、隣接地への影響がないように対策が講じられますので、転用に対し問題ないものと考えます。

5条－71

(議案書の内容を説明)

申請地は、都市計画で第1種住居地域に指定されている第3種農地で、隣接地への影響がないように対策が講じられますので、転用に對し問題ないものと考えます。

以上、議第3号に係るご説明とさせていただきます。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

では、これより議第3号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見はありませんか。

委 員

(質問・意見無し)

議 長

別段、ご質疑やご意見もないようですので、お諮りいたします。

議第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」、申請のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

委 員

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議第3号は、申請のとおり許可が相当であるとの意見書を添えて、岐阜県知事に対して進達することに決定いたします。

次に、議第4号「非農地証明申請について」を議題といたします。

有我 俊春委員、説明をお願いします。

有我委員

非農地証明申請につきましては、1件であります。

内容といたしましては、田が1筆で、合計面積1,746㎡であります。

詳細については、事務局より説明を求めます。

日比野主査

それでは、議第4号「非農地証明申請について」、ご説明申し上げます。

議案集の24ページから27ページになります。

非農地－5

(議案書の内容を説明)

申請地は航空写真及び現況写真により山林となっていることが確認でき、非農地として扱うことが適当と考えます。

以上、議第4号に係るご説明とさせていただきます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

では、これより議第4号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見はありませんか。

委 員

(質問・意見無し)

議 長

別段、ご質疑やご意見もないようですので、お諮りいたします。

議第4号「非農地証明申請について」、申請のとおり証明することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

委 員 (全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議第4号は、申請のとおり証明することに決定いたします。

次に、議第5号「農業経営基盤強化促進法第十八条の規定による農用地利用集積計画について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

青柳主事 それでは、議第5号「農業経営基盤強化促進法第十八条の規定による農用地利用集積計画について」、ご説明申し上げます。

(議案書の内容を説明)

所在地の詳細につきましては29ページをご覧ください。

以上、議第5号に係るご説明とさせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。では、これより議第5号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見はありませんか。

委 員 (質問・意見なし)

議 長 別段、ご質疑やご意見もないようですのでお諮りいたします。

議第5号「農業経営基盤強化促進法第十八条の規定による農用地利用集積計画」について、計画に異議のない委員は、挙手をお願いします。

委 員 (全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議第5号は、計画のとおり承認することに決定いたします。

次に、議第6号「農業経営基盤強化促進法第十八条の規定による農用地利用集積計画及び農地中間管理事業の推進に関する法律第十九条第三項の規定による農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

青柳主事 それでは、議第6号「農業経営基盤強化促進法第十八条の規定による農用地利用集積計画及び農地中間管理事業の推進に関する法律第十九条第三項の規定による農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」、ご説明申し上げます。

30ページをご覧ください。

(議案書の内容を説明)

未相続農地の貸借については、「法定相続割合で2分の1を超える同意」が必要とされていますが、当該農地の貸借については所有者の子4名のうち2名、孫1名の同意のもと申請されており、法定相続割合にして96分の52の同意が得られているため、農地の貸借権設定に問題はありません。

詳細な所在については31ページをご確認ください。

以上、議第6号に係るご説明とさせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。では、これより議第 6 号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見はありませんか。

委 員 (質問・意見なし)

議 長 別段、ご質疑やご意見もないようですのでお諮りいたします。

議第 6 号「農業経営基盤強化促進法第十八条の規定による農用地利用集積計画及び農地中間管理事業の推進に関する法律第十九条第三項の規定による農用地利用集積等促進計画案」について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

委 員 (全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議第 6 号は、原案のとおり承認することを決定いたします。

以上をもちまして、日程をすべて終了しましたので、総会を閉会します。

以上、事務局が作成した議事録は正確であることを認め、議事録署名委員は下記のとおり署名する。

令和 年 月 日

・ 議 長

・ 委 員

・ 委 員